



# 引越チェックリスト

移るだけでOK!とはいかないのが引越。お引越当日にあわてないために、各種チェックリストをご活用ください。



		種 類	届 け 人・届 け 先	手 続 き に 必 要 な も の
約 10 日前	お引越の 月 日	<input type="checkbox"/> 電話の移転届	NTT なら局番なしの「116」へ、旧局の電話の停止日と新居の電話取付希望日の申込を。	●局番なし(116)に電話で連絡する。 ●転居に際し電話機のお買い換えをご計画の方は、当社担当者にお気軽にご相談ください。
お引越の約 6〜5 日前	月 日	<input type="checkbox"/> 転校届	転入学先の学校長へ本人か親が届ける。(日祝祭日を除く)	●転入先の教育委員会の学校指定書(通学中の学校長の在学証明書、転入先の市区町村の住民票を持参して教育委員会で手続きをするともらえる)
		<input type="checkbox"/> 住所転届	旧住所の市役所・町村役場へ本人または世帯主が転出予定日までに届ける。(引越する前) ※同一市町村への引越の場合は、新居へ引越後の届出となります。	●役所にある所定届用紙 ●届け人の印鑑 ●国民健康保険証(加入している人のみ)
		<input type="checkbox"/> 国民年金(住所変更)	旧住所の市役所・町村役場へ原則として本人が転出予定日までに届ける。(引越する前)	●国民年金手帳 ●印鑑 ●転出証明書
		<input type="checkbox"/> 国民健康保険(資格喪失手続き)	旧住所の市役所・町村役場へ原則として本人が転出予定日までに届ける。(引越する前)	●国民健康保険証 ●印鑑 ●転出証明書
		<input type="checkbox"/> 福祉関係乳児医療、児童手当、老人医療、その他年金等	旧住所の市役所・町村役場へ本人か親が転出予定日までに届ける。(引越すつ前)	●印鑑 ●転出証明書
お引越の約 4 日前	月 日	<input type="checkbox"/> 郵便物の転送	近くの郵便局に転居届を提出。(1年間、旧住所宛の郵便物が新住所に無料で転送されます。)	●郵便局所定による無料ハガキか官製ハガキでしらせ。(旧住所と新住所)
		<input type="checkbox"/> 家賃の精算	賃貸契約書による日までに、本人が大家さんへ連絡する。 ※なお、いつまでに届けるかは大家さんとの話し合いによるもので一定ではありません。	●大家さんとの話し合いによるもので一定ではありません。
お引越の約 3 日前	月 日	<input type="checkbox"/> 水道料金の精算	所轄の水道局営業所または市町村水道課に電話で連絡する。	●電話で連絡する。
		<input type="checkbox"/> ガス料金の精算	移転先が決まったらその2〜3日までに所轄のガス会社の支店、営業所に本人が連絡する。	●電話で連絡する。
		<input type="checkbox"/> 電気料金の精算	移転先が決まったらその2〜3日までに所轄の電力会社の支店、営業所に本人が連絡する。	●電話で連絡する。
		<input type="checkbox"/> ガス開栓の予約	所轄のガス会社に連絡して開栓の立会の予約をする。	●電話で連絡する。
		<input type="checkbox"/> N H K	全国どこからでもNHKのフリーダイヤル0120-151515へ、なるべく早く。	●電話で連絡する。
お引越当日	月 日	<input type="checkbox"/> ガスの開栓の立会	所轄のガス会社の係員が来て開栓してくれます。(要入居者立会)	●電話で連絡する。
		<input type="checkbox"/> 電気の再点水道の開栓	電気・水道は自分で再点する。再点、開栓後に使用開始連絡ハガキ・使用開始申込書を郵送します。	●電話で連絡する。
お引越後	月 日	<input type="checkbox"/> 住民転入届	新住所の市区町村へ、本人または世帯主が転入後14日以内に、国民健康保険・国民年金・印鑑登録などの手続きも、続けて行くと便利です。	●役所にある所定届用紙 ●届け人の印鑑 ●転出証明書 ●国民年金手帳 ●母子健康手帳(就学前のお子さんのある人)
		<input type="checkbox"/> 印鑑登録	新住所の市役所・町村役場へ、本人がなるべく早く。	●登録印を持参 ●所定届用紙(市町村により異なる場合があります) ※旧住所での印鑑登録は転出届後、自動消滅します。
		<input type="checkbox"/> 運転免許証の住所変更	新住所の所轄警察署へ、本人がなるべく早く。	●新住民票 ●免許証
		<input type="checkbox"/> 自動車の登録変更	車:新住所の運輸支局、登録した本人または代理人が転入後16日以内に。 50ccバイク:他の市区町村への転出時には、ナンバープレートの返還、新発行手続き等が必要になります。	車:●車庫証明 ●車体検査証 ●車 ●新住民票 ●印鑑(実印) 50ccバイク:●ナンバープレート ●住民票 ●印鑑(実印)

※その他・・・牛乳、クリーニング店などの連絡はお早めに。 ※上記のリストは要点を寛太にご紹介したものです。届け出先、届け出期間、必要書類等について詳しくは、各届け出先等に必ずご確認のうえ、手続きを行うようお願いいたします。 ※上記でご案内する日程は目安です。各窓口の営業日によっては前後いたしますので余裕をもってお手配下さい。

## MEMO